

# 【社会医療法人健和会 就業規則（抜粋）】

## ■ 第八章 教育および福利厚生

### 第46条（教育・研修）

職員は、人格を陶冶し知識を高め、技能を錬磨するために、教育研究についての便を受けることができ、また積極的に受けなければならない。（実務研修・資格取得等への勤務保障実費保障・有給休暇保障等含む）

法人は、このため必要に応じ、一定期間研修・留学させることができる。

## ■ 社会医療法人健和会 給与規定（正職員）

### 第18条（基本給）

基本給は、職種、経験、年齢・技能などのキャリアを考慮し、別に定める給与体系より、各々決定する。

### 第19条（経験年数）

基本給のあてはめを行うための経験年数の換算は、次のとおりとし、細目は別に定めるところによる。（細則

1）

- (1) 医療職有資格者(同種) 100%
- (2) 調理師などの資格者 民医連内同種 100% 民医連外同種 80%  
資格取得以前の類似経験は 20%～40%
- (3) 無資格者 民医連経験(同種)100% 民医連外(同種以外で有用)40%～80%
- (4) 経験年数の1年未満の端数は切り捨て、端数は昇給月で調節する。

### 第20条（昇給）

- ① 定期昇給は、すべての職員に対して年1回、4月1日もしくは10月1日のいずれかに、1年につき1号すすめることにより行う。
- ② 定期昇給月は、就職日より経験年数の端数月を遡った月日が
  - (1) 前年12月1日から5月末までの場合は、その翌年4月
  - (2) 6月1日から11月末までの場合、その翌年の10月とする。

### 第21条（勤続給）

勤続給は、採用した日より10ヶ月を経過した後の定期昇給月より、給与体系に定め

## ■ 臨時職員(パート職員含む)就業規則

### 第7条（給与）

2. 時給の算定に当たっては、職種、年齢、経験を勘案し、正職員の基本給表によって月額を求め、その156分の1とする。但し、昇給は看護職ではNA-11、薬剤師でTA-11、他の技術職ではTB-12、無資格職ではOA-11を上限とする。但し、63歳を超えた場合の時給算定については、高年齢再雇用規定に準ずるものとする。
9. 賞与は、前年12月から5月を対象として6月15日在職者に対して7月に、6月から11月を対象として12月15日在籍者に対して12月に、支給する。  
賞与の支給率、算出式は、その都度定める。
10. 臨時職員が契約を更新し、連続して1年以上勤務した場合には退職慰労金を支給する。  
金額は正職員の退職金規定の2分の1相当額とする。